

事務事業評価シート

評価実施年度：平成30年度

上位の施策名称 施策I-2-1
売れる農林水産品・加工品づくり

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長 農産園芸課長 鳥屋尾健史 電話番号 0852-22-5123

| | | |
|---------|---|--|
| 事務事業の名称 | 農業環境対策事業 | |
| 目的 | (1) 対象 | 農業使用者・農業販売者・県民 |
| | (2) 意図 | 農業の適正販売・使用の確保を推進することにより、農業生産の安定、県民の健康保護及び生活環境の保全を図る。病害虫の発生を的確に把握することで、病害虫発生の予防・拡大防止に努める。 |
| 事業概要 | 農業の適正販売・使用を確保するため、販売者・使用者に対して、指導・啓発を行う。農作物への有害な病害虫の発生を未然に防ぐため、農家に対して、発生予察情報を提供する。 | |

2. 成果参考指標

| 成果参考指標名等 | | 年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 単位 | |
|----------|------|-----------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---|
| 1 | 指標名 | 農業の安全使用・管理を推進する指導者の人数 | 目標値 | | 797.0 | 798.0 | 799.0 | 800.0 | 人 |
| | 式・定義 | 農業管理指導士の認定者数 | 取組目標値 | | | | | | |
| | | | 実績値 | 795.0 | 772.0 | 787.0 | | | |
| | | | 達成率 | - | 96.9 | 98.7 | - | - | % |
| 2 | 指標名 | | 目標値 | | | | | | |
| | 式・定義 | | 取組目標値 | | | | | | |
| | | | 実績値 | | | | | | |
| | | | 達成率 | - | - | - | - | - | % |

3. 事業費

| | 前年度実績 | 今年度計画 |
|------------|-------|-------|
| 事業費(b)(千円) | 5,674 | 5,878 |
| うち一般財源(千円) | 1,554 | 1,568 |

4. 改善策の実施状況

| | |
|---------------------|------------------------|
| 前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況 | ②改善策を実施した(実施予定、一部実施含む) |
|---------------------|------------------------|

5. 評価時点での現状(客観的事実・データなどに基づいた現状)

・農業使用者となる県内の農業経営体数は19,920経営体(2015年農林業センサス)で、県が発表する「病害虫発生予察情報」や県地方機関やJAしまねが行う各種講習会等での指導、情報提供を受けて、適期防除の実施や農業の適正使用に取り組まれている。
 ・農業の安全使用・管理の推進役を担う島根県農業管理指導士は、平成29年度新規認定数46名(前年度比19名増)、更新研修受講者数239名、年度末指導士総数787名(前年度比15名増)である。
 ・平成29年度末における県内の農業販売業者数は191(前年度比3業者減)、販売店舗数は498(前年度比10店舗減)。
 ・平成29年度末における無人航空機防除実施者数は23組織・個人、同年度の防除実施面積は5,763ha(前年度比596ha増)。

6. 成果があったこと(改善されたこと)

・農業管理指導士認定研修・試験について、各種広報を通じた周知・PR、関係機関と連携した取組み推進の結果、受講者数は前年度より大幅に増加、指導士総数の増加につながった。
 ・無人航空機空中散布実施面積は年々増加し、ルールを守って安全で適正に実施される必要がある。県では、防除実施主体や関係団体等に対する文書通知や研修会、リーフレット配布等を通じ、安全で適正な空中散布を啓発した。
 ・主要病害虫の発生時期や発生量をとりとまとめた「病害虫発生予察情報」を8回発表した他、「注意報」を1回発表(病害虫防除所)。農業使用者へ適切な情報提供の結果、農作物の生産・出荷に大きな影響を与える被害の発生はなかった。
 ・農業適正使用・販売に関する各種研修会への講師派遣について、平成29年度11回実施、受講者数179名。
 ・農業登録情報その他、農業適正使用を啓発する情報について、県・JAの指導者あてメール配信、島根県農業情報検索システムの運用、リーフレット発行、当課HP「農業の使用・販売」等により年間を通じ、情報発信。

7. まだ残っている課題(現状の何をどのように変更する必要があるのか)

①困っている「状況」

・有害病害虫の発生状況は、年により変動するものである。
 ・平成29年度においても、農業の不適正使用及び残留農薬超過事案が3件発生し、依然として農業の正しい知識・使用方法が農家に十分に浸透しているとはいえない状況にある。
 ・安全で適正な農業空中散布について定めた「島根県無人航空機空中散布指導指針(以下、「県指針」という。))について、急速に普及するドローンによる空中散布実施者に対する周知が徹底されているか懸念がある。

②困っている状況が発生している「原因」

・有害病害虫の発生状況が変動する原因は、前年の気象状況や当該年の気象状況等に左右されるものと推測される。
 ・農業不適正使用や農薬残留超過事案が発生した原因として、農業経験の浅い農業者や生産者団体に属さない農業者及び産直農業者には、農業適正使用に必要な知識(農業使用基準等)についての情報が、伝わりにくい面があるものと想定される。
 ・県指針の周知についても、各市町村や県機関・関係団体を通じた情報提供に努めているが、個人の実施者には、情報が伝わりにくい面があるものと想定される。

③原因を解消するための「課題」

・毎年度、有害病害虫の発生状況の調査を行う必要がある。
 ・情報が伝わりにくい生産者団体に属さない農業者や産直農業者等に対する情報伝達方法について、県広報の積極的な活用や直売所や青果市場に対して直接、県から情報提供を行い、市場等を通じて生産者へ情報提供を行う等、より工夫のある方法を選択するとともに、関係機関の指導体制を強化していく。
 ・情報が伝わりにくい個人の実施者等に対する情報伝達方法について、県広報の積極的な活用等、よりの工夫のある方法を選択するとともに、関係機関の指導体制を強化していく。

8. 今後の方向性(課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方)

・有害病害虫の適期防除による発生防止を目的とした有害病害虫の発生予察の継続。
 ・島根県農業管理指導士の更なる増加を目指し、農業販売店や農家に対する周知・PRの強化。
 ・農業管理指導士を活用した農業適正使用推進のため、指導士に対する情報提供の充実等、知識向上支援。
 ・情報が伝わりにくい農家に対する情報伝達手段として、直売所や青果市場を通じた情報提供の実施。
 ・農業適正使用に必要な知識・情報をよりわかりやすく、丁寧に伝えるための資料及び配布方法の改善、県機関・JA等の指導者向け情報提供の充実。
 ・ドローンを含む無人航空機の適正で安全な空中散布を徹底するため、関係機関と連携し、県指針の周知・PR、遵守に向けた啓発の強化